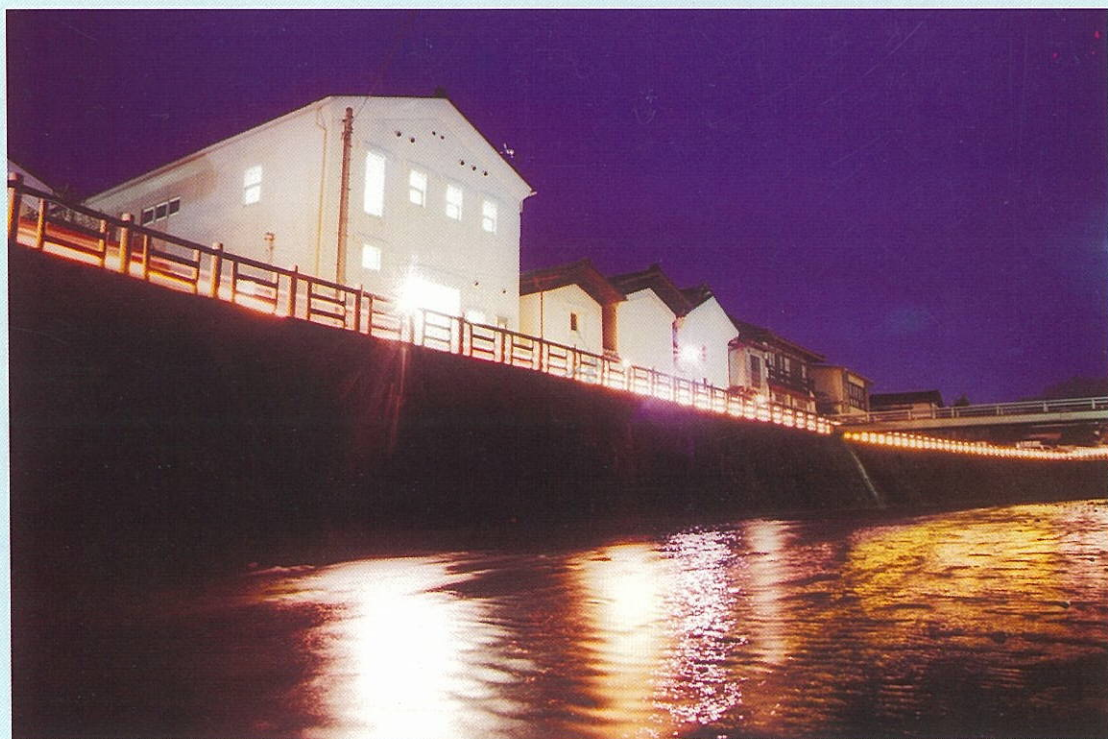


川俣町都市マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針



福島県川俣町

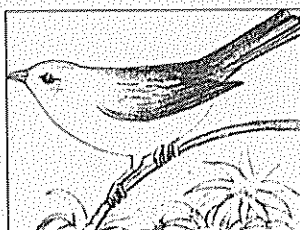
—みどりの中に光る絹のまち川俣—

町の花 / やまつつじ



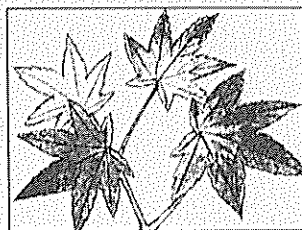
新緑の中に咲きほこる情熱の赤い山つつじは、遠近ともに映えて、集合の美とたくましさを感じられ、花期が長く強さを感じられる花で、融和と協調を表します。

町の鳥 / うぐいす



四圍の山里からきこえるうぐいすの清く、さわやかなさえずりは、春を告げる鳥であり、希望にふくらみ活動を告げる幸せの鳥で、未来と希望を表します。

町の木 / かえで



山地に自生し、人家にも栽植されるかえでは秋の紅葉は特に美しく、文化のかおり豊かな織物の町を思考するにふさわしい喬木で、文化と創造を表します。

町 民 憲 章

1. 自然とのふれあいを大切に、きれいな町をつくりましょう。
1. 創意と工夫を生かし、仕事に誇りをもち、活力のある町をつくりましょう。
1. 教養と文化を高め、知性豊かな町をつくりましょう。
1. きまりを守り、明るくあいさつをして、心のかよう町をつくりましょう。
1. 老人を敬い、青少年が健全で住みよい町をつくりましょう。

(昭和60年10月16日制定)

表紙写真提供：福島民友新聞社

平成9年10月6日 ふるさと福島「水辺の風景」に紹介された瓦町
付近の土蔵と広瀬川

はじめに

この「川俣町都市マスタープラン」は、川俣町の将来あるべき姿を描いた、都市整備の基本となる計画です。策定にあたっては、1年半にわたって検討をおこない、町民アンケート、地区懇談会、ワークショップまちづくりかわら版等により、まちづくりの主役である町民の皆さんにも可能な限り参加していただきました。今後は、このマスタープランをもとにまちづくりを推進していくこととなりますが、マスタープランでは都市整備の基本的な方針を示したにすぎず、具体的にまちづくりを進めていくためには、まちづくりの気運を高め、今後さらに検討を継続していく必要があります。そのためには、町民の皆さんの「自分たちのまちは自分たちでつくる」という主体的な取り組みが必要不可欠です。

「まちづくりの具現化」に向けた方策は、「まちづくりのルールづくり」「まちづくりの母体づくり」「町民の役割」「行政の役割」として第5章にとりまとめていますが、今後はこれらの方策を推進し、私たちの郷土川俣町が“活気にあふれ”“暮らしやすく”“誇りに思える”町となり、“ゆう・ゆうライフ 川俣町”の実現が図れるよう、町民、企業、行政がそれぞれの役割を果たし、ともに協力してまちづくりを推進していく必要があります。

「川俣町都市マスタープラン」がその一つの指針、きっかけとなれば幸いです。

平成10年3月

目 次

はじめに

川俣町都市マスタープランの構成	1
第1章 都市マスタープランの策定にあたって	2
1. 都市マスタープラン策定の背景と目的	2
(1) 背景	2
(2) 目的	2
2. 都市マスタープランの体系	3
3. 対象区域及び目標年次	3
第2章 川俣町の現況と課題	5
1. 川俣町の現況	5
(1) 土地利用	5
(2) 人口・世帯の動向	6
(3) 産業構造	8
(4) 道路整備と都市計画事業の状況	9
2. 川俣町の特性と課題	10
第3章 川俣町の全体整備方針	11
1. まちづくりの基本理念	11
(1) まちづくりの理念と3つの基本目標	11
(2) まちづくりの視点（9つの柱）	12
2. 都市構造の方針	17
(1) 市街地再整備と機能ゾーン整備の目標	17
(2) 3つの軸づくりの目標	18
3. 分野別整備方針	20
(1) 土地利用に関する方針	20
(2) 交通体系に関する方針	25
(3) 都市施設・防災に関する方針	28
(4) 環境に関する方針	32
第4章 地域別整備方針	36
1. 地域区分	36
2. 地域別整備構想	37
(1) 川俣地域	37
(2) 小神・鶴沢地域	44
(3) 飯坂地域	49
(4) 東福沢地域	53
第5章 まちづくりの具現化に向けて	57
1. まちづくりの進め方	58
(1) まちづくりのルールづくり	58
(2) まちづくりの母体づくり	59
(3) 地区計画等の策定と各種補助事業の導入	60
2. まちづくりの主体	61
(1) 町民及び企業の役割	61
(2) 行政の役割	62
資 料	63

川俣町都市マスタープランの構成

